

○京都府立大学共同研究講座取扱規程

(平成 30 年京都府立大学規程第 1 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、京都府立大学における共同研究講座の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 共同研究講座 学部又は研究科の講座又はこれに代わる組織において行われる教育研究に相当するものを実施するもので、その設置及び運営に必要な経費を京都府立大学共同研究取扱規程(平成 21 年京都府立大学規程 第 3 号)に基づく研究経費等により賄うもの。
- (2) 民間機関 会社法(平成 17 年法律第 86 号)等に基づく会社、地方公共団体、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号)に基づく一般社団法人及び一般財団法人等外部の機関。
- (3) 部局 各学部、研究科、教務部、学生部及び附属図書館
- (4) 部局長 前号に規定する部局の長
- (5) 知的財産権 知的財産基本法(平成 14 年法律第 122 号)第 2 条第 2 項に定める知的財産権
- (6) 有期雇用職員 京都府公立大学法人有期雇用教職員就業規則(平成 20 年京都府公立大学法人規則第 4 号)に基づき、期間を定めた労働契約により雇用する教職員

(設置及び運営の原則)

第 3 条 共同研究講座の設置及び運営は、産業界からのニーズに応え、かつ広く社会に貢献できる研究テーマについて、本学と民間機関等の双方が有する知恵と技術を持ち寄り、共同してプロジェクトの拠点を形成し、もって本学の教育研究の進展、充実及び多様化を図ることを原則とする。

(設置の申請)

第 4 条 共同研究講座の設置の申込みをしようとする民間機関は、次の各号に掲げる書類を関係する部局長に提出するものとする。

- (1) 共同研究講座申込書(別記第 1 号様式)
- (2) 共同研究講座の概要(別記第 2 号様式)
- (3) 担当予定教員の履歴書(別記第 3 号様式)及び就任承諾書(別記第 4 号様式)

- 2 部局長は、前項の申し込みがあり、当該申し込みが本学の教育研究等の進展及び充実に有益であると認めた場合は、教授会又はそれに代わる機関の審議を経て、共同研究講座の設置を学長に申し出るものとする。

(設置)

第5条 学長は、前条の申出があった場合は、産学公連携リエゾンオフィス規程（令和3年京都府立大学規程第2号）第6条に定める専門会議の審議を経て、当該共同研究講座を設置の可否を決定するものとする。

- 2 学長は、前項の規定により共同研究講座を設置を決定した場合は、当該部局長に共同研究講座設置承認書（別記第5号様式）により通知するとともに、第4条第1項の規程に基づき申込みをした民間機関等（以下「共同研究機関」という。）へ共同研究講座設置受諾書（別記第6号様式）により通知するものとする。

(契約の締結)

第6条 学長は、前条により共同研究講座を設置を決定したときは、共同研究機関と契約を締結し、当該共同研究講座の設置のための手続きを実施するものとする。

(名称)

第7条 共同研究講座には、当該共同研究講座における研究等の内容を示す名称を付するものとする。

- 2 共同研究講座の名称について、共同研究機関から申し出のあった場合は、共同研究機関が明らかになるような字句を付加することができる。

(存続期間等)

第8条 共同研究講座の存続期間は、原則として1年以上5年以下とする。ただし、これを更新することができる。

- 2 部局長は、共同研究講座存続期間終了後、研究の成果の取りまとめを行い、学長に報告するものとする。
- 3 共同研究講座の内容等に大きな変更を加える場合及びその存続期間を更新する場合の手続きは設置の手続きに準じて行うものとする。

(講座の構成等)

第9条 共同研究講座には、少なくとも教授、准教授、講師、助教又は助手に相当する者1名の教員を置くものとする。

- 2 前項に定めるほか、共同研究講座に京都府立大学特任教員規程（平成20年京都府立大学規程第59号）による特任教員を置くことができる。
- 3 前2項により置かれる共同研究講座を担当する教員の名称は、共同研究講座教員とする。

4 共同研究講座教員は、本学の教員が兼ねる場合を除き有期雇用教職員とし、その契約期間は一の事業年度以内とする。なお、当該共同研究講座の継続する期間を限度として、これを更新することができる。

5 共同研究講座の教員の選考は、当該部局の教員選考基準及び選考方法に準じて行うものとする。

(共同研究講座教員の職務)

第 10 条 共同研究講座教員は、当該共同研究講座における教育・研究に従事するほか、当該共同研究講座における教育研究等の遂行に支障のない範囲内で、その他の授業又は研究指導を担当することができる。

(共同研究講座教員の称号)

第 11 条 共同研究講座において、教授に相当する者は、教授（共同研究講座）と称するものとする。准教授、講師、助教又は助手に相当する者についてもこれに準じる。

2 前項の称号付与は、第 9 条第 4 項の規定により選考された共同研究講座教員に対して、学長が行うものとする。

(教授会等への出席)

第 12 条 教授会等が必要と認めた場合は、共同研究講座教員は、これに出席し、意見を述べることができる。

(経費の負担)

第 13 条 共同研究機関が負担する経費（以下「研究経費」という。）は、研究を支援する者等の人件費、旅費、設備費、消耗品費、光熱水料その他の当該共同研究の遂行に直接に必要となる経費（以下「直接経費」という。）及び共同研究の実施に関連して必要となる経費（以下「産学公連携推進経費」という。）とする。

2 産学公連携推進経費の額は、直接経費の 30 パーセントに相当する額とする。ただし、公的機関との共同研究の場合であって、当該公的機関の予算において又は財政上の事情により産学公連携推進経費が確保されないときその他学長がやむを得ないと認めるときは、直接経費の 30 パーセントに満たない額により定めることができる。

(施設・設備の供与)

第 14 条 大学は、その施設及び設備を当該共同研究の用に供することができる。

(経費の経理)

第 15 条 共同研究講座に係る経費の執行は、本学の関係規程等に基づき行うものとする。

2 直接経費は、当該共同研究の目的以外に使用してはならない。

(設備の帰属等)

第 16 条 研究経費により研究の必要上取得した備品等は、大学に帰属するものとする。

2 学長は、共同研究の遂行上必要があると認めるときは、共同研究機関の所有に係る設備を無償で受け入れることができる。

(研究場所)

第 17 条 学長は、共同研究の遂行上必要があると認めるときは、共同研究講座教員に、共同研究機関の施設において研究を行わせることができる。

(他の研究機関との共同研究等)

第 18 条 本学は、共同研究機関の了解があった場合は、共同研究機関以外の民間機関と共同研究講座における研究に関連した共同研究又は受託研究を行うことができる。

(知的財産権の取扱)

第 19 条 共同研究講座における共同研究の結果生じた知的財産権その他これらに準ずる権利の帰属等については、第 6 条による契約及び教職員の職務発明に関する規程（平成 21 年京都府公立大学法人規程第 31 号）の定めるところによる。

(その他)

第 20 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別記

第1号様式（4条関係）

共同研究講座申込書

年 月 日

京都府立大学学長 様

申 込 者
住 所
氏 名 印

共同研究講座の開設に関して、下記のとおり申し込みます。

記

1 共同研究講座の名称

2 共同研究講座の設置目的

3 共同研究経費

（総額） 円

（内訳 直接経費： 円 産学公連携推進経費： 円）

（年額） 円

（内訳 直接経費： 円 産学公連携推進経費： 円）

4 納付時期

5 納付の方法

6 設置期間

7 その他

別記

第2号様式（4条関係）

共同研究講座の概要

1	学部名・学科名	
2	共同研究講座の名称	
3	共同研究機関	(所在地) (代表者)
4	共同研究機関の概要	
5	共同研究経費	総額 円 (内訳 直接経費： 円 産学公連携推進経費： 円) 年額 円 (内訳 直接経費： 円 産学公連携推進経費： 円)
6	期 間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
7	担当予定教員名 及び職名	(氏名) (職名) (氏名) (職名)
8	共同研究講座の研究領 域の概要 (カリキュラムを含む)	
9	協力教員等	
10	現有組織の構成状況 及びそれらに照らした 講座設置の必要性	

別記

第3号様式（4条関係）

履 歴 書（例）

ふりがな
氏 名
〇〇〇年〇月〇日生

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

■学歴

〇〇年〇月〇日	〇〇大学〇〇学部卒業		
〇〇年〇月〇日	〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻	博士前期課程	入学
〇〇年〇月〇日	同上	修了	
〇〇年〇月〇日	〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻	博士後期課程	入学
〇〇年〇月〇日	同上	修了	
〇〇年〇月〇日	〇〇大学	博士（〇〇）取得	（〇〇第〇〇〇号）

■職歴

〇〇年〇月〇日	〇〇大学〇〇学部〇〇学科	助手
〇〇年〇月〇日	〇〇大学〇〇学部〇〇学科	講師
〇〇年〇月〇日	アメリカ合衆国〇〇大学へ留学 (〇〇大学〇〇学部〇〇教室 Visiting Professor)	
〇〇年〇月〇日	帰国	
〇〇年〇月〇日	〇〇大学〇〇学部〇〇学科	講師
	現在に至る	

〇〇年〇月〇日－ 〇〇年〇月〇日	〇〇大学非常勤講師
〇〇年〇月〇日－ 〇〇年〇月〇日	〇〇大学客員講師

学会役員等 日本〇〇学会理事（平成〇〇年～平成〇〇年）
日本〇〇学会評議員（昭和〇〇年～現在）
日本〇〇研究会運営委員会委員（平成〇〇年）

学術活動 〇〇誌の編集（平成〇〇年－現在）

受賞歴 日本〇〇学会奨励賞（昭和〇〇年）

■研究業績

- 1 原著論文
- 2 その他論文
- 3 学会発表
 - (1) 国内学会
 - (2) 国際学会

別記

第5号様式（5条関係）

共同研究講座設置承認書

年 月 日

様

学 長

年 月 日付けで申請のあった共同研究講座の設置については承認します。